

「令和4年度 阪急神戸三宮駅周辺地域の  
環境美化・受動喫煙防止啓発及び清掃業務」委託に  
関する仕様書

神戸市環境局環境政策課  
令和4年1月

# 令和4年度 阪急神戸三宮駅周辺地域の環境美化・受動喫煙防止啓発及び清掃業務仕様書

## 1. 件名

阪急神戸三宮駅周辺地域の環境美化・受動喫煙防止啓発及び清掃に関する業務（以下「本業務」という。）

## 2. 目的

本業務は、平成29年12月1日に、阪急神戸三宮駅周辺地域を「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に規定する「路上喫煙禁止地区」に指定したことに伴い、周辺の環境美化を図るため、路上喫煙禁止・ぽい捨て禁止、受動喫煙防止、歩道上の駐輪防止などを、市民等に対して呼びかけるとともに、ぽい捨てされたごみを収集することにより、マナーの周知徹底を図るものである。

## 3. 委託事業の概要

### (1) 業務人員

2名（1日の出務人員）

### (2) 委託期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

## 4. 委託業務の内容

### (1) 業務実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### (2) 業務日時・業務人員

- ・ 本業務期間のうち、4月1日から4月7日まで研修実施や資材準備等の期間とする。
- ・ 本業務期間のうち、4月8日から毎日〔計358日間〕2名が巡回啓発業務等に従事する。
- ・ 1日の業務時間は、原則、以下の時間帯とする。  
15時～22時（休憩1時間を含む）
- ・ 基本的に、現場責任者1名を含む2名を1班として、班単位で業務を行うこととする。

### (3) 活動内容

#### ア 巡回啓発業務

- ・ 別図に示す阪急神戸三宮駅周辺及び JR 三ノ宮駅北側において、啓発資材（ティッシュ等）の配布を行いながら巡回すること。
- ・ その他、神戸市が指定する路上喫煙禁止地区の周辺地域において、巡回すること。
- ・ 巡回場所における、ぽい捨て行為、路上喫煙行為、歩道上の駐輪行為に対して個別注意すること。
- ・ 放置されている自転車・原動機付自転車についてはマナー札の貼り付けを行うこと。
- ・ 巡回場所におけるごみ拾いを行うこと。
- ・ 神戸市が指定した日時に、神戸市職員に同行して巡回すること。

#### イ その他前各号に付随する業務

- ・ 阪急神戸三宮駅南側に設置されている街頭ごみ容器（詳細は別図参照）からごみを回収すること。
- ・ 回収したごみの種類・重量・特にごみが多かった場所等を報告すること。（たばこについては吸殻本数を報告すること）
- ・ 巡回時に写真を撮影し、吸い殻ごみ、違法駐輪の多い場所については月毎の事業進捗状況報告書に写真を添付すること。
- ・ 回収後のごみ袋の写真を週一回撮影し、月毎の事業進捗状況報告書に添付すること。
- ・ 各業務に関する日時は市と事前に協議すること。
- ・ 本業務実施にあたっての必要な届出を行うこと。（道路使用許可等）
- ・ 違法看板類設置状況調査を行うこと。  
（調査地点及び日時等は神戸市が指定することとする）

## ウ 業務に従事する者の研修

- ・ 受託者は契約締結後、巡回啓発業務等開始日までに、業務に従事する予定者に、以下の法令の趣旨を伝え、各啓発業務の応対マニュアルを作成したうえで、講習を最低2日以上受けさせることとする。なお、以下の法令の改正や一部施行により、内容に変更が生じた場合には、応対マニュアルを再作成し、業務従事者に再び講習を受けさせること。
  - ① 「健康増進法」
  - ② 「受動喫煙の防止等に関する条例（兵庫県条例）」
  - ③ 「神戸市ぼい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」
  - ④ 「神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」

## (4) 業務実施計画書の提出

- ・ 受託者は、契約締結日に配置人員及び前項（3）の内容を含んだ業務実施計画書を提出することとし、契約期間中に、配置人員の変更等が生じた場合は、その都度、神戸市に報告すること。

## (5) 報告書の提出及び検査等

- ・ 受託者は、下記のとおり報告書を書面又は電子データで提出すること。
  - ① 業務日報  
日報の様式は別紙の通りとする。ただし、業務内容の変更等があり、報告事項に変更があった場合には、日報様式を修正するものとする。  
本日報は業務終了後、半月毎に提出すること。  
ただし、緊急の案件については、業務責任者が対応し、速やかに神戸市に報告するものとする。
  - ② 業務実績報告書  
本委託業務完了後、速やかに提出すること。（書面で提出すること）
  - ③ 事業進捗状況報告書  
各月分を翌月概ね1週間以内に提出すること。  
吸い殻及び違法駐輪の特に多い箇所については、該当箇所を報告様式内の地図に印付けをして提出すること。

## (6) その他

- ・ 神戸市は、受託者が業務の実施にあたり、上記項目に反した場合又は虚偽の報告を行った場合には、契約金額の一部または全部を返還させることができる権利を有することとする。
- ・ 業務の実施に際しては、一般交通の支障または、地域住民等とトラブルにならないよう十分注意することとし、トラブルに対しては、受託者が責任をもって対応すること。
- ・ 業務に伴い、緊急事態が発生した場合は、応急措置及び関係機関へ連絡すること。
- ・ 荒天及び台風等のため、業務の実施が困難な場合は、神戸市が指示する別の日に振替えて業務を実施することとする。
- ・ 委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- ・ 業務履行に際し、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、神戸市と受託者が協議して取り決めるものとする。
- ・ 労災保険・雇用保険等については、適切な手続きを行うこと。
- ・ 業務人員は出務すべき人員であり、業務従事者の年次有給休暇等により、出務人員に欠員が出る場合はその他社員等で補充することとし、それに伴う経費については見積りに含めておくこと。
- ・ 受託者は、業務に従事する者に対して、あらかじめ神戸市に届けた制服を着用させるものとする。

## 5. 業務遂行に係る物件費について

- ・ 集合・解散場所及び休憩場所の確保に関する費用
- ・ ごみ拾い用清掃用具、ごみ袋（回収用・ごみ容器設置用）（参考：令和2年度ごみ袋

使用実績 45L 袋 622 枚・90L 袋 701 枚) 放置自転車等マナー札貼り付け用ホッチキス

- ・ 巡回時に着用する制服の作成にかかる費用(上着・ズボン・帽子・腕章・ビブス)
- ・ 携帯電話費用
- ・ その他業務に付随するその他必要な費用
- ・ なお、ごみ処理(市の分別ルールに従って適切な処理をすること)に関する費用については見積もりには含めないこと。

本業務の巡回地域（周辺地域含む）及び街頭ごみ容器の位置図

